

## 浜松市母子家庭自立支援給付金事業支給要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）第6条の6から第6条の9までに規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金（以下「自立支援教育訓練給付金」という。）及び第6条の10から第6条の15までに規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）並びに第6条の16から17までに規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金（以下「高等職業訓練修了支援給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 給付金事業の種類

給付金事業の種類は、次のとおりとする。

#### 自立支援教育訓練給付金事業

自立支援教育訓練給付金は、市内に住所を有する母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）で、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）政令第27条第1項（第31条の9第2項において準用する場合を含む。）に規定する受給資格者に該当する者が、市長の指定する講座を受講し、当該講座を修了した場合に支給する。

#### 高等職業訓練促進給付金等事業

#### ア 給付金の種類

給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）

#### イ 対象者

##### (1) 訓練促進給付金

市内に住所を有する母子家庭の母等で、政令第28条第1項（第31条の9第2項において準用する場合を含む。）に規定する受給資格者が、市長の指定する資格取得のため養成機関に修業する場合に支給する。

##### (2) 修了支援給付金

市内に住所を有する母子家庭の母等で、政令第29条第2項（第31条の9第2項において準用する場合を含む。）に規定する受給資格者が、市長の指定する資格取得のため養成機関における課程を修業した場合に支給する。

### 第3 給付の対象経費

給付の対象経費については、浜松市自立支援教育訓練給付金事業実施要領及び浜松市高等職業訓練促進給付金等事業実施要領によるものとする。

### 第4 給付金の額

給付金の額は、次のとおりとする。

- (1) 自立支援教育訓練給付金については、政令第27条第3項及び第4項（第31条の9第2項において準用する場合を含む。）に規定する額とする。
- (2) 訓練促進給付金については、政令第28条第3項及び第4項（第31条の9第2項において準

用する場合を含む。)に規定する額とする。

修了支援給付金については、政令第29条第4項(第31条の9第2項において準用する場合を含む。)に規定する額とする。

## 第5 交付の申請

給付金の交付を受けようとする母子家庭の母等は、市長と給付に係る事前相談並びに各事業実施要領に係る事項についての確認及び協議を行い、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

### 自立支援教育訓練給付金事業

浜松市自立支援教育訓練給付金事業実施要領に規定する浜松市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

### 高等職業訓練促進給付金等事業

浜松市高等職業訓練促進給付金等事業実施要領に規定する浜松市高等職業訓練促進給付金等支給申請書

## 第6 交付の条件

この給付金事業の交付の決定には、次の条件を基本とし、各事業実施要領に規定する。

### 自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母等の自主的な職業能力の開発取組みを支援するため、市の就業相談を通じて、市長が指定した職業能力の開発のための講座を受講するもの

### 高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母等の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練を受講するもの

## 第7 給付金の交付の決定通知

給付金の交付の決定は、事業内容を確認後に次により行うものとする。

### 自立支援教育訓練給付金事業

浜松市自立支援教育訓練給付金事業実施要領に規定する浜松市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書を当該事業申請者に送付する。

### 高等職業訓練促進給付金等事業

浜松市高等職業訓練促進給付金等事業実施要領に規定する浜松市高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書を当該事業申請者に送付する。

## 第8 実績報告書

給付金の実績報告は次により行うものとする。

### 自立支援教育訓練給付金事業

浜松市自立支援教育訓練給付金事業実施要領に規定する浜松市自立支援教育訓練給付金支給申請書により行うものとする。

### 高等職業訓練促進給付金等事業

#### (1) 訓練促進給付金

浜松市高等職業訓練促進給付金等事業実施要領第11条第1項に基づく浜松市高等職業訓練

促進給付金就学報告書により行うものとする。

(2) 修了支援給付金

浜松市高等職業訓練促進給付金等事業実施要領第 15 条に基づく浜松市高等職業訓練促進給付金支給対象資格受講修了報告書により行うものとする。

第 9 額の確定

給付金の額の確定は次により行うものとする。

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

浜松市自立支援教育訓練給付金事業実施要領に規定する浜松市自立支援教育訓練給付金支給決定通知書により確定する。

(2) 高等職業訓練促進給付金等事業

浜松市高等職業訓練促進給付金等事業実施要領に規定する浜松市高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書により確定する。

第 10 給付金の支給

給付金の額の支給は次により行うものとする。

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

浜松市自立支援教育訓練給付金支給決定通知書を発行した後に速やかに行う。

(2) 高等職業訓練促進給付金等事業

ア 訓練促進給付金

浜松市高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書(様式第 3 号- 1)を発行した後に、給付対象修業の期間につき、月単位により該当月分を翌月に支給する。

イ 修了支援給付金

浜松市高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書(様式第 3 号- 2)を発行した後に速やかに行う。

第 11 その他給付金の支給に関する事項

この要綱に定めるもののほか、財務会計手続に関する事項は浜松市会計規則(昭和 39 年 3 月 31 日浜松市規則第 7 号)による。

附則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 浜北市及び天竜市の編入の日前に浜北市母子家庭自立支援給付金事業支給要綱又は天竜市母子家庭自立支援給付金事業支給要綱の規定に基づきなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 (2)の規定は、施行日以後に政令第 29 条第 1 項に規定する教育訓練を開始した同項に規定する受給資格者について適用し、施行日前に同項に規定する教育訓練を開始した同項に規定する

受給資格者については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4(2)の規定は、施行日以後に政令第30条第1項に規定する養成機関への修業を開始した同項に規定する受給資格者について適用し、施行日前に同項に規定する修業を開始した同項に規定する受給資格者については、なお従前の例による。
- 3 浜松市常用雇用転換奨励金事業実施要領(平成16年4月1日施行、平成19年10月1日改正)は、廃止する。ただし、この要綱の施行日前に同要領第4(2)に定める職業訓練(OJT等)を開始した者については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成21年2月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年7月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。